

流動性等に係る基準の見直しについて

現行、新規上場審査、市場第一部銘柄指定、市場第二部銘柄への指定替え、上場廃止の流動性に係る各基準において、非流動株式としている大株主の中には、外国人株主やファンドなど流動的な株式の保有者が存在していることも多いことから、今般の規則改正において、以下の見直しを行うこととします。

1. 定義等の見直し

(1) 株主数の定義の見直し

【改正後】

$$\text{株主数} = \boxed{\text{単元株主数}}$$

【改正前】

$$\text{株主数} = \boxed{\text{単元株主数}} - \left(\boxed{\text{役員株主数}} + \boxed{\text{自己株 (1名)}} + \boxed{\text{大株主 10 名}} \right)$$

(2) 流通株式数の新設（上場株式数に代わるもの）

【改正後】

$$\text{流通株式数} = \boxed{\text{① 上場株式数}} - \left(\boxed{\text{② 役員所有株式数}} + \boxed{\text{③ 自己株式数}} + \boxed{\text{④ 上場株式数の 10\%以上を所有する者が所有する株式数}} \right)$$

①上場株式数には自己株式を含みます。

②役員とは、取締役、会計参与、監査役及び委員会設置会社の執行役とし、役員持株会も含みます。執行役員制度を採用している会社の執行役員は含みません。

③自己株式の処分を決議した場合は、当該株式数を控除します。

④このうち、「流通株式」として認められる主な対象株式

- ・投資信託又は年金信託に組み入れられている株式
- ・その他投資一任契約等に基づき投資として運用することを目的とする信託に組み入れられている株式
- ・証券金融会社又は金融商品取引業者所有株式のうち信用取引に係る株式

【改正前】

$$\text{上場株式数} = \boxed{\text{上場株式数}} - \boxed{\text{自己株式数}}$$

(3) 流通株式比率（少数特定者持株比率に代わるもの）

【改正後】

$$\text{流通株式比率} = \frac{\text{① 流通株式数}}{\text{② 上場株式数}} \times 100$$

①流通株式数の定義は上記と同様です。

②上場株式数には自己株式を含みます。

【改正前】

$$\text{少数特定者持株比率} = \frac{\text{① 少数特定者持株数}}{\text{上場株式数}} \times 100$$

$$\text{① 少数特定者持株数} = \left(\text{役員所有株式数} + \text{自己株式数} + \text{大株主 10 名が所有する株式数} \right)$$

2. 流動性に関する基準一覧

今般の規則改正において、新規上場、上場廃止、市場第一部銘柄指定及び市場第二部銘柄への指定替えに関する流動性に係る基準について、以下の表のとおり見直しを行うこととしました。

表中、網掛け部分・下線部が改正箇所です。また、() 内の記載は現行の基準です。

		株主数	流通株式数	流通株式比率
新規上場	本則市場	300 人以上	2,000 単位以上	<u>25%以上</u> (少数特定者持株比率が 80%以下)
	セントレックス	300 人以上	なし ※1	なし
上場廃止	本則市場	150 人未満 ※2	<u>1,000 単位未満 ※2</u> (2000 単位未満 ※2)	<u>5%未満 ※3</u> (少数特定者持株比率が 90%超 ※3 ・ 80%超 ※2)
	セントレックス	150 人未満 ※2	なし	なし
市場第一部指定		2,200 人以上	20,000 単位以上	<u>35%以上</u> (少数特定者持株比率が 70%以下)
市場第二部への指定替え		2,000 人未満	10,000 単位未満	なし

※1 上場時、500 単位以上の公募等実施

※2 猶予期間 1 年

※3 猶予期間なし

※ なお、流通株式時価総額に係る基準は設けておりません。

以 上